石神井防災マガジン

SYAKUJII BOSAI-Magazine

vol.103（H27.5.1）

今月の配信内容

・メイストームを知っていますか？ ～水防訓練を見学しよう～
・住宅火災から命を守ろう
・家具の転倒防止をしよう
・救命講習のお知らせ
・消防少年団募集中

メイストームってなんだろう？

その名の通り５月の嵐のことです。４月から５月にかけて、日本付近に北から入り込んでくる冷たい空気と南から流れ込む暖かい空気がぶつかりあって上昇気流が生まれることで、温帯低気圧が急速に発達しやすくなります。ただの嵐とは違い、低気圧が急速に発達するため予測が困難であり、勢力も台風並みになることもあるのです。また、台風とは異なり低気圧の中心から離れた地域でも強風が吹くため、広範に突風や豪雨などの被害をもたらす事が特徴です。

対策

メイストームへの対策としては、気象情報のチェックがとても重要です。大荒れの天気が予想される場合には数日から１日前に気象庁から暴風に関する気象情報が発表されます。５月は大型連休もあり、外出の機会も増えることだと思いますが、気象情報を確認してから外出するよう心掛けましょう。特に山や川など天気が変わりやすい場所には要注意！！

備え

メイストーム、そしてそれに続く梅雨や台風のシーズンに備えて、練馬区と東京消防庁では合同水防訓練を実施します。皆様に見学していただけるコーナーや、はしご車の体験乗車等もありますので、ぜひこの機会に水災に対する備えについて考えてみませんか。

平成２７年度練馬区・東京消防庁第十消防方面合同総合水防訓練

【日　時】　平成２７年５月２３日（土）午前１０時～正午

【場　所】　城北中央公園　都民の森（氷川台１－８）

【内　容】　水防演習や体験コーナー（レスキュー体験、はしご車・起震車体験、防火衣着用等）

住宅火災から命を守ろう！

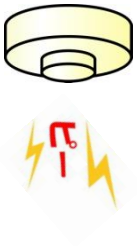

住宅用火災警報器の設置促進～設置義務から５年～

平成２２年４月１日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、火災の煙や熱などを感知して、音声や警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。

火災から尊い命や財産を守るために住宅用火災警報器を設置しましょう。

既に設置されているご家庭では、いざという時にきちんと警報器が作動するように、日頃の維持管理に努めてください。

住宅用火災警報器を設置したあとは・・・

住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。
「いざ」というときにきちんと作動するように、日頃からお手入れや点検をしましょう。

①　警報が鳴ったときは

■　火災のとき

大声で周りに火災を知らせ、１１９番通報をしましょう。
可能なら消火を行ってください。
消火が難しそうな場合は、速やかに避難してください。

■　火災ではないとき

火災以外の湯気や煙などを感知して警報が鳴った時は、警報音停止ボタンを押す、ひもがついているタイプのものはひもを引く、もしくは、室内の換気をすると警報音は止まり通常の状態に戻ります。

■　台所でよく鳴る・・・

煙や湯気が直接かからない場所に警報器の場所を変えるか、熱式の警報器に取り換えてください。

②　点検の方法（正常に作動するか、月に１回点検しましょう。）

■　お手入れをしましょう

警報器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れが目立ったら、乾いた布でふき取りましょう。

特に、台所に取り付けた警報器は、油や煙などにより汚れがつくことがあります。布に水やせっけん水を浸し、十分絞ってから汚れをふき取ってください。

■　テストをしましょう

　テストは、ボタンを押したり、ひもがついているタイプのものは、ひもを引いて行えます。詳しくは製品の取扱説明書をご覧ください。

■　音が鳴らない・・・

　次のことを確認しましょう。

・電池はきちんとセットされていますか？

・電池切れではありませんか？

・それでも鳴らない場合は、故障が考えられます。取扱説明書をご確認ください。

③　その他

■　警報器本体の寿命は・・・

　警報器本体の寿命は、おおむね１０年です。設置後１０年が経過したら新しい警報器に交換してください。

　廃棄する場合はお住まいの地域のルールに従って適正に廃棄してください。

■　悪質な訪問販売に注意！

　住宅用火災警報器の義務化に便乗して、ご家庭へ訪問して販売や取り付けを行い、高額な代金を請求する悪質販売が発生しています。また、住警器の設置調査と偽り、業者になりすまして住宅内に入り込み、金品を盗んでいく窃盗事件も発生しています。

今後もこのような事案の発生が懸念されます。

被害に遭わないよう注意しましょう！！

■　消防職員は販売しません。

　消防職員や区役所、市役所の職員が住宅用火災警報器の販売を行うことや、特定の業者に販売の依頼をすることはありません

家具の転倒防止をしましょう！！

地震時の家具類の転倒・落下による負傷

東日本大震災では、地震発生時に怪我をされた方の３～５割が家具類の転倒・落下によるものです。日頃の備えとして、自宅やオフィスの家具類の転倒防止を行いましょう。

外観上被害は無いが

室内は散乱！

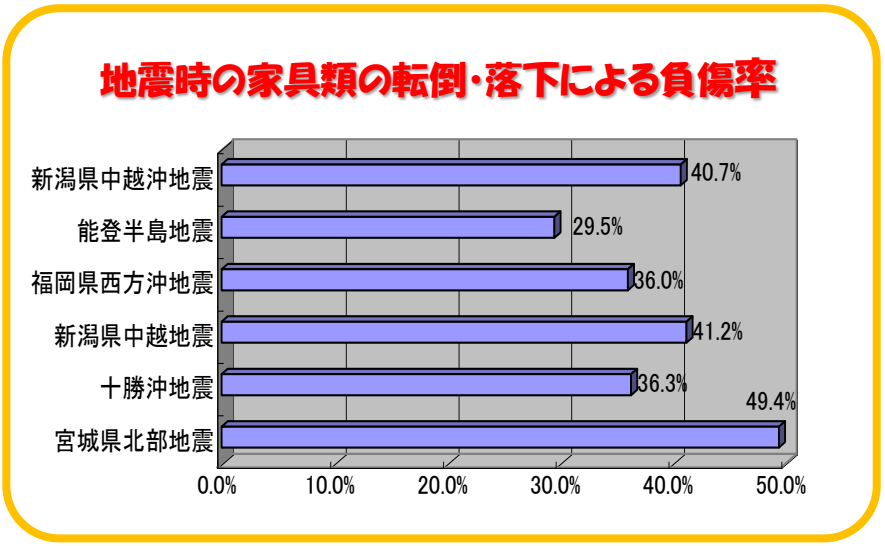

・様々な転倒防止の方法

L型金具による固定

L型金具を壁に直接取り付ける場合は、壁の強度のある部分（石膏ボード壁裏の間柱など）にネジで固定する。

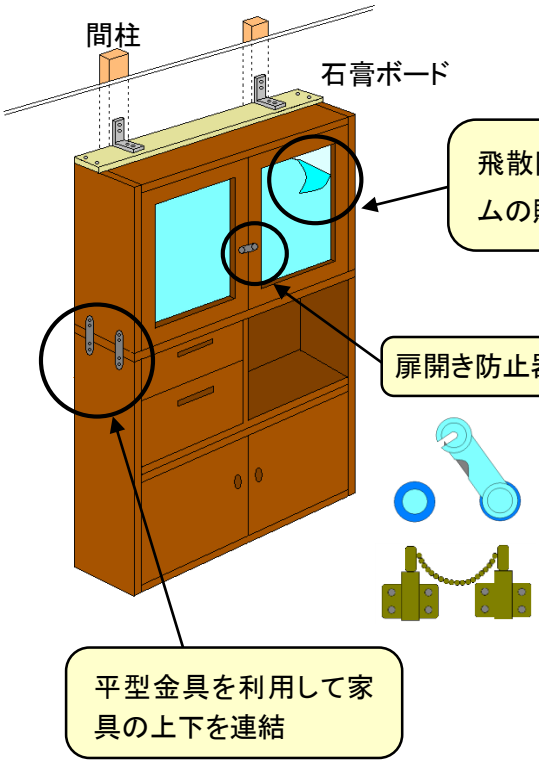

チェーン式やベルト式による固定

接着されている付け鴨居は、間柱等に固定する必要があります。

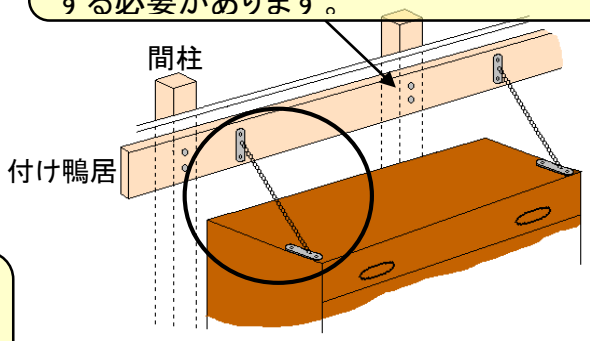

ポール式による固定

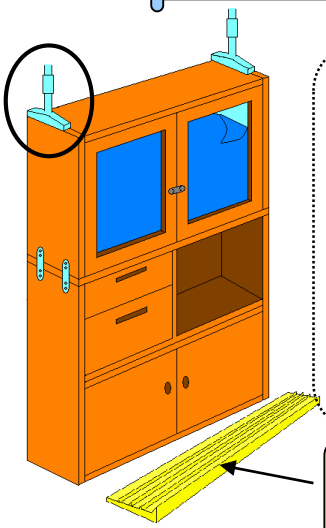

天井に強度がない場

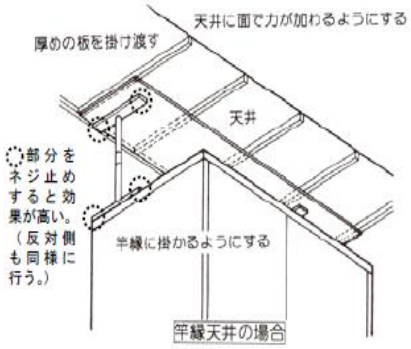

ストッパー式やマット式と併用すると効果が高くなります。

粘着マット式による固定

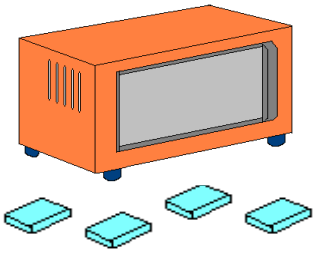

粘着マット式は小型のテレビや電子レンジに適しています。

すき間家具による固定

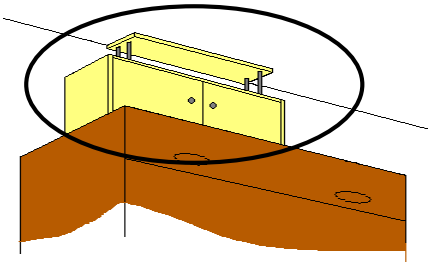

※上記は、一般的な家具類の転倒・落下防止措置の方法となります。転倒・落下防止措置について、個別に相談したい場合は、最寄りの消防署へお問い合わせください。

もしもの時のために、救命講習を受講しよう!!

突然、けが人や急病人が発生したとき、その人を救命するにはバイスタンダー（その場に居合わせた人）による応急手当てが必要です。１１９番通報から救急車が到着するまでの時間を無駄にせず、応急手当の技術と少しの勇気によって、かけがえのない命を救えるかもしれないのです。

主な講習会の種別

講習の種別	講　習　内　容
普通救命講習（３時間）	心肺蘇生（ＡＥＤを含む成人に対する方法）を中心に学ぶコース
普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習（４時間）	普通救命講習の内容にＡＥＤの知識確認と実技評価が加わったコース（ＡＥＤを一定頻度で使用する可能性のある方は、このコースを受講してください。）
普通救命再講習（２時間２０分）	前回の普通救命受講日から３年以内に再度受講するためのコース
上級救命講習（８時間）	ＡＥＤを含む救命手当のほかに、小児・乳児の心肺蘇生、けがの手当や搬送方法などを学ぶコース
上級救命再講習（３時間）	前回の上級救命受講日から３年以内に再度受講するためのコース
応急手当普及員講習（２４時間）	普通救命講習、普通救命（自動体外式除細動器業務従事者）講習の指導要領を学ぶためのコース
応急手当普及員再講習（３時間）	前回の応急手当普及員講習受講日から３年以内に再度受講するためのコース

○　講習内容をマスターした方には、認定証を交付します。

○　講習に関する問合せ先

- 東京消防庁管内の消防署、消防分署、消防出張所
- 公益財団法人東京防災救急協会　救急事業本部

  〒１０２－００８３　千代田区麹町一丁目１２番地　麹町消防署４階

  講習受付　　０３（５２７６）０９９５（平日　午前９時～午後４時）

  インターネットでの受付は　http://www.teate.jp（午前６時～深夜２時）
- **東京消防庁ホームページ（http://www.tfd.metro.tokyo.jp）**

  （ホームページ内を以下のメニューに沿って進んでください。）

  ⇒「試験・講習」⇒「応急手当講習」

石神井防災マガジンについてのお問合せは、下記連絡先までお願いいたします。

次号(vol.104)は、6 月 1 日配信予定です。

****

石神井防災マガジン　vol.103(平成 27 年 5 月 1 日配信)
発　行　元　　石神井消防署防災安全係
発行元所在　　練馬区下石神井5－16－8
発行元電話　　03－3995－0119(代表)

****